

栃木市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部分の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

- (2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項に規定する保険者番号及び同条第 1 2 項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 1 1 項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード

- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

- エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- （個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個

個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人

に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その

他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記様式第1号）によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において

「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出

すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における
送付に要する費用

(開示決定通知書)

第12条 条例第24条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（別記様式第2号）とする。

2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（別記様式第3号）とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（別記様式第4号）とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（別記様式第5号）とする。

(第三者意見照会書等)

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（条例第27条第1項適用）（別記様式第6号）により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書（条例第27条第2項適用）（別記様式第7号）とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（別記様式第8号）とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（別記様式第9号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（保有個人情報の全部を開示する場合に限る。）
- (2) 用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (3) 光ディスクに複製したものの交付（保有個人情報の全部を開示する場合に限る。）

（開示の実施の方法等の申出）

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における
開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合に
あっては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求
書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定によ
る申出は、することを要しない。

(写しの作成及び送付に要する費用の額)

第18条 条例第30条第2項に規定する保有個人情報の開示に係る写しの
作成及び送付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

(訂正請求書)

第19条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正
請求書（別記様式第10号）によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第20条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別
記様式第11号）とする。

2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通
知書（別記様式第12号）とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第21条 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長
通知書（別記様式第13号）とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第22条 条例第36条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例
延長通知書（別記様式第14号）とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第23条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書
(別記様式第15号)とする。

(利用停止請求書)

第24条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報
利用停止請求書(別記様式第16号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第25条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書
(別記様式第17号)とする。

2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決
定通知書(別記様式第18号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第26条 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限
延長通知書(別記様式第19号)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第27条 条例第43条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限
特例延長通知書(別記様式第20号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第28条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書
(別記様式第21号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「栃木市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年栃木市議会告示第2号）の施行後遅滞なく」とする。

附 則（令和5年議会告示第4号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の栃木市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定は、この告示の施行の日以後になされる開示請求に係る保有個人情報の開示について適用し、同日前になされた開示請求に係る保有個人情報の開示については、なお従前の例による。

別表（第18条関係）

区分		金額		
写しの作成に要する費用	文書及び 図画	A3判以下の用紙（モノクロ）	1面 10円	
		A3判以下の用紙（カラー）	1面 20円	
		A3判を超える大きさの用紙	A3判の用紙の枚数に換算し、A3判以下の用紙（モノクロ又はカラー）の金額を乗じて得た額	
	電磁的記録	A3判以下の用紙（モノクロ）	1面 10円	
			1面 20円	
		光ディスクに複写 （保有個人情報の全部を開示する場合に限る。）	CD-R	1枚 100円
			DVD-R	1枚 100円
送付に要する費用		郵送料相当額		

別記様式第1号（第9条関係）

（表）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）栃木市議会議長

（ふりがな）

氏名 _____ 電話番号 _____（ ） _____

住所又は居所

栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号）第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

(裏)

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付けてください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア	窓口における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ＜実施の希望日＞ _____ 年 _____ 月 _____ 日
イ	写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア	開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ	開示請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求する場合には、上記に加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ	法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
オ	任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

別記様式第2号（第12条第1項関係）

（表）

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日

様

栃木市議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号）第24条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

(裏)

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等	
(2) 窓口における開示を実施することができる日時及び場所	期間： 年 月 日から 年 月 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 時間： 場所：
(3) 写しの作成及び送付に要する費用（見込額）	円

5 事務主管課

(部署)
(電話番号)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市（栃木市議会議長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第3号（第12条第2項関係）

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

年 月 日

様

栃木市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号）第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示しないこと とした理由	
事務主管課	(部署) (電話番号)

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市（栃木市議会議長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第4号（第13条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日

様

栃木市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号）第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
事務主管課	（部署） （電話番号）

別記様式第5号（第14条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日

様

栃木市議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号）第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
条例第26条第 1項の規定（開 示決定等の期限 の特例）を適用 する理由	
残りの保有個人 情報について開 示決定等をする 期限	（ 年 月 日までに可能な部分について 開示決定等を行い、残りの部分については、 年 月 日までに開示決定等を行う予定です。）
事務主管課	（部署） （電話番号）

別記様式第6号（第15条第1項関係）

第三者意見照会書（条例第27条第1項適用）

年 月 日

様

栃木市議会議長



に関する情報が含まれている保有個人情報について、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容	
意見書の提出先及び事務主管課	(部署) (電話番号)
意見書の提出期限	年 月 日

様式第7号（第15条第2項関係）

第三者意見照会書（条例第27条第2項適用）

年 月 日

様

栃木市議会議長



に関する情報が含まれている保有個人情報について、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容	
意見書の提出先及び事務主管課	(部署) (電話番号)
意見書の提出期限	年 月 日

別記様式第8号（第15条第3項関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（宛先）栃木市議会議長

（ふりがな）

氏名又は名称及び代表者氏名

住所若しくは居所又は主たる事務所の所在地

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関する意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 支障の具体的理由
連絡先	

別記様式第9号（第15条第7項関係）

開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書

年 月 日

様

栃木市議会議長



年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号）第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務主管課	(部署) (電話番号)

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市（栃木市議会議長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第10号（第19条関係）

（表）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（宛先） 栃木市議会議長

（ふりがな）

氏名 _____ 電話番号 _____（ ） _____

住所又は居所

栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号）第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

別記様式第 1 1 号（第 2 0 条第 1 項）

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日

様

栃木市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年栃木市条例第 1 9 号）第 3 4 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正することと した内容及び理 由	(内容) (理由)
事務主管課	(部署) (電話番号)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に栃木市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に栃木市（栃木市議会議長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第12号（第20条第2項関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日

様

栃木市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号）第34条第2項の規定により、訂正しないことと決定したので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正しないこととした理由	
事務主管課	(部署) (電話番号)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市（栃木市議会議長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第 1 3 号（第 2 1 条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日

様

栃木市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年栃木市条例第 1 9 号）第 3 5 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
事務主管課	（部署） （電話番号）

別記様式第 1 4 号（第 2 2 条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日

様

栃木市議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年栃木市条例第 1 9 号）第 3 6 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 3 6 条第 1 項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務主管課	(部署) (電話番号)

別記様式第 1 5 号（第 2 3 条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

年 月 日

様

栃木市議会議長



に提供している次の保有個人情報について、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年栃木市条例第 1 9 号）第 3 3 条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第 3 7 条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正することとした内容及び理由	(内容) (理由)
事務主管課	(部署) (電話番号)

別記様式第16号（第24条関係）

（表）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先） 栃木市議会議長

（ふりがな）

氏名 _____ 電話番号 _____（ ） _____

住所又は居所

栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号）第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日
開示を受けた保有個人 情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨 及び理由	（趣旨） （理由）

別記様式第17号（第25条第1項関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日

様

栃木市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号）第41条第1項の規定により、次のとおり利用停止することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止することとした内容及び理由	(内容) (理由)
事務主管課	(部署) (電話番号)

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市（栃木市議会議長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第18号（第25条第2項関係）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日

様

栃木市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号）第41条第2項の規定により、利用停止しないことと決定したので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止しないこととした理由	
事務主管課	(部署) (電話番号)

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に栃木市（栃木市議会議長が代表者となります。）を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第19号（第26条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日

様

栃木市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年栃木市条例第19号）第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
事務主管課	（部署） （電話番号）

別記様式第 20 号（第 27 条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日

様

栃木市議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年栃木市条例第 19 号）第 43 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 43 条第 1 項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務主管課	(部署) (電話番号)

別記様式第 2 1 号 (第 2 8 条関係)

諮問をした旨の通知書

年 月 日

様

栃木市議会議長



年 月 日付けの栃木市議会議長に対する審査請求については、次のとおり栃木市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、栃木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年栃木市条例第 1 9 号）第 4 5 条第 2 号の規定により通知します。

1 審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る 決定等又は 請求	
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	年 月 日・ 第 号
5 事務主管課	(部署) (電話番号)